

【各 論】

1 函館市における新型インフルエンザの対策

(1) 危機管理レベル別感染防止対策

レベル 0 (平常時体制) (フェーズ1, 2A・2B)

ア 感染の程度

トリからトリへ。新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染がみられない段階

イ 対策

【 】内は、各対策を主管する函館市部局名

分野	内容	対策
計画と連携	1 情報収集	厚生労働省等から情報の収集を行う。【農林水産部,保健所】
	2 市関係部局間の連携	市関係部局間の認識の共有と連携を図り,市一体となった対策を推進する。特に保健所内の体制を整備する。 【保健所ほか】
サーベイランス	1 サーベイランス	ヒトで毎年冬季に流行するインフルエンザ(5類感染症)について,全市11医療機関(小児科7,内科4)における発生動向を毎週把握する。【保健所】
		ヒトの高病原性鳥インフルエンザ(指定感染症)について,医師からの届出により全数把握する。【保健所】
		北海道が行う家きんおよび豚におけるサーベイランスの実施に協力する。【農林水産部】
		家きん飼育者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。【農林水産部】
予防と封じ込め	1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対策	高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え,北海道が実施する防疫演習に協力する。【保健所,農林水産】 飼養家きんの発生予防対策として,北海道が実施する農場段階における人や車両の消毒,野鳥の侵入防止対策等の衛生管理に協力する。【農林水産部】
		《家きん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合》 北海道が実施する防疫措置(患畜等の殺処分,周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)に協力し,感染拡大を防止する。【農林水産部】 北海道が実施する農場の従業員,防疫従事者に対する感染防御(マスク,防護服等の使用等)に協力する。 【農林水産部】 農場の従業員,防疫従事者に対する健康調査を行う。 【保健所】 国が立ち上げる感染経路究明チームに協力し,感染源・感染経路調査を支援する。【農林水産部,保健所】 北海道が実施する家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等による,影響を受けた農家の経営再開等の支援に際し,市としての支援策を検討する。【農林水産部】

分野	内容	対策
予防と封じ込め	2 学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策	学校で家きんを飼養している者に対して、「学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策」に基づき、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。 【教育委員会】
医療	1 医療体制の整備等	感染症患者の入院治療に備え、北海道が行う感染症指定医療機関の整備に協力する。 【保健所】
情報提供・共有	1 情報提供	情報提供に利用可能な媒体機関について整理する。 (市政はこだて、ホームページ、メディア) 【保健所】
		高病原性鳥インフルエンザについて、市ホームページ等により、市民向けに感染予防等についての情報提供を行う。 【保健所、農林水産部】

レベル 1 (平常時体制) (フェーズ3 A・3 B)

ア 感染の程度

トリからヒトへ。新しいヒト感染が見られるが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない段階

イ 対策

分野	内容	対策
計画と連携	1 情報収集	厚生労働省等から情報の収集を行う。 【保健所、農林水産部】
	2 体制の整備	関係機関・団体との連携体制を強化し、市一体となった対策を推進する。 【保健所】
	3 行動計画の周知	行動計画を踏まえた関係機関・団体での対策について、会議等を通じた共有を図る。 【保健所】
	4 感染症法に基づく指定感染症 ^{*13} への政令指定等	国からの感染症法に基づくインフルエンザ(H5N1)の指定感染症への政令指定及び検疫法の政令改正に係る通知を受け、関係機関・団体あてに通知する。 【保健所】
サーベイランス	1 サーベイランス	北海道が行う家きんおよび豚におけるサーベイランスの実施に協力する。 【農林水産部】
		家きん飼育者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。 【農林水産部】
		ヒトの高病原性鳥インフルエンザ(指定感染症)について、医師からの届出により全数把握する。 【保健所】

分野	内容	対策
サーベイランス	1 サーベイランス	国から示される基準に基づき，危機管理レベル2から開始するクラスターサーベイランス，症候群サーベイランスについて北海道と連携し，医療機関等対象施設の選定リストの作成をすすめる。 【保健所】
予防と封じ込め	1 家きんににおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策	飼養家きんの発生予防対策として，北海道が実施する農場段階における人や車両の消毒，野鳥の侵入防止対策等の衛生管理に協力する。 【農林水産部】
		《家きん等が高病原性鳥インフルエンザに感染した場合》北海道が実施する防疫措置（患畜等の殺処分，周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力し，感染拡大を防止する。 【農林水産部】
		北海道が実施する農場の従業員，防疫従事者に対する感染防御（マスク，防護服等の使用等）に協力する。 【農林水産部】
		農場の従業員，防疫従事者に対する健康調査を行う。 【保健所】
	2 学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策	学校で家きんを飼養している者に対して，「学校飼育動物に係る鳥インフルエンザ対策」に基づき，野鳥との接触を避けるよう，周知徹底を行う。 【教育委員会】
	3 高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応	高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いのある患者が医療機関を受診した場合や高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農場の従業員等については，「診断・治療ガイドライン」（H18.6.5付け新型インフルエンザ専門家会議）に基づき対応する。 【保健所】
患者及び家族等その接触者に対し，「積極的疫学調査ガイドライン（H18.6.5付け新型インフルエンザ専門家会議）」に基づき，積極的疫学調査を実施する。 【保健所】		
	4 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル ^{*14} ）	北海道に対し，抗インフルエンザウイルス薬の確保や適正流通について要請する。 【保健所】

分野	内容	対策
予防と封じ込め	5 ワクチン	新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対し通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を行う。【保健所】
		市内における医療従事者および社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的に新型インフルエンザワクチン接種が必要な者の数を把握する。【保健所】
医療	1 指定医療機関の確保	危機管理レベル3 A・3 Bで北海道が行う新型インフルエンザ患者（疑い例を含む。）の診療・入院・治療に当たる感染症指定医療機関等の確保について協力する。【保健所】
	2 パンデミック時の医療の確保	危機管理レベル4（パンデミック期）で北海道が行う入院患者の受け入れ医療機関の確保について関係機関・団体と検討する。基本となる医療機関は次のとおり。【保健所】 (1) 第二種感染症指定医療機関 (2) 結核病床（モデル病床を含む）を有する医療機関 (3) 医療法に定める公的医療機関 (4) 国立病院機構
		国が策定した「診断・治療ガイドライン」、「医療施設等における感染対策ガイドライン」、「患者移送ガイドライン」について市内の医療機関に周知する。【保健所】
		国のトリアージ ^{*15} 方針について医療機関への周知徹底を図る。【保健所】
		北海道や関係機関・団体等と連携し、市内発生を想定したシミュレーション演習を実施する。【保健所】
	3 施設における医療体制の再確認	児童，高齢者，障がい者等の入所施設において，集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【保健所，福祉部】
	4 高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応	感染鳥類との接触があり罹患が疑われる患者に対し，迅速かつ確実な診断を行い，確定診断がなされた場合に，抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。【保健所】
5 在宅療養者への生活支援	危機管理レベル4における在宅療養者（児童，高齢者，障がい者等）への生活支援（見回り，往診・訪問看護，食事提供等），搬送，死亡時の体制等について検討する。【保健所，福祉部，消防本部】	
6 遺体について	危機管理レベル4において多数の死亡者が発生した場合を想定し，あらかじめ火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。【福祉部】	

分野	内容	対策
情報提供・共有	1 情報提供	高病原性鳥インフルエンザ, 新型インフルエンザについて, 市広報, ホームページ等により, 市民向けに感染予防等の情報提供を行う。 【保健所】
		広報担当者を配置し, メディア等に対し, 発生および対応状況を十分考慮し, 適宜, 情報提供する。 【保健所】

レベル 2 (臨時体制) (フェーズ4A)

ア 感染の程度

海外で限定されたヒトからヒトへの感染の小さな集団発生(クラスター)が見られるが, ヒトからヒトへの感染は依然として限定的な段階

イ 対策

分野	内容	対策
計画と連携	1 情報収集	厚生労働省等から情報収集を行う。 【保健所】
	2 関係機関との連携強化	「函館市健康危機管理対策会議」(議長:保健所長)を設置し, 新型インフルエンザ発生に備えた必要な対策を強化する。 【保健所】
サーベイランス	1 サーベイランス	新型インフルエンザ(疑い症例を含む。)の発生動向について把握する。 【保健所】
	2 クラスターサーベイランス	感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するために, 市内のクラスターサーベイランスを開始する。 【保健所, 福祉部, 教育委員会】
	3 症候群サーベイランス	患者の現状をリアルタイムに把握するため, 市内の症候群サーベイランスを開始する。 【保健所】
予防と封じ込め	1 検疫・出入国者対策	新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者および帰国者の対応について, あらかじめ検疫所や関係する機関・団体との連携を図る。 【保健所ほか】
	2 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)	道内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について北海道と協力し, 把握に努める。 【保健所】
		国の指示を受け, 各医療機関に対し, 抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について周知する。 【保健所】
3 ワクチン	新型インフルエンザとの鑑別を図るため, 市民に対し通常のインフルエンザワクチンの接種勧奨を行う。 【保健所】	
		北海道と連携し, 新型インフルエンザワクチンの接種場所および接種医, 接種用器具等の確保を市医師会その他関係機関と検討する。 【保健所】

分野	内容	対策
医療	1 新型インフルエンザに対する症例定義	新型インフルエンザに対する症例定義を関係機関・団体に周知する。 【保健所】 (症例定義については巻末資料3を参照)
	2 疑い症例の診断	国のトリアージ方針に従い、感染症指定医療機関は新型インフルエンザ疑い患者に対する検査・診療を行う。【保健所】
	3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用	国、北海道の指示を受け、通常のインフルエンザ(Aソ連型、A香港型、B型)患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控える(ただし、幼児および免疫機能低下者を除く。)よう各医療機関に対して周知する。 【保健所】
	4 医療体制の再確認	地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者(疑い例を含む。)の一般外来および入院に対応しない病院を市医師会その他関係機関と検討する。 【保健所】
		医療機関での院内感染対策の徹底を要請する。 【保健所】 感染症指定医療機関と一般医療機関や公的医療機関との連携を強化する(外来・入院)。 【保健所】
5 患者の移送体制の整備	患者が発生した場合に備え、感染症指定医療機関、公的医療機関等への移送体制を整備する。 【保健所、消防本部】	
情報提供・共有	1 情報提供	ホームページの内容等について随時更新し、国内外の発生状況、感染予防策等について市民および宿泊施設や観光関係施設等へ積極的に情報提供するとともに海外渡航者への注意喚起を行う。 【保健所、商工観光部】
	2 相談窓口の設置	市民からの問い合わせに対応できる窓口を保健所に設置し、適切な情報提供を行う。 【保健所】
	3 医療機関との連絡窓口の開設	医療機関(医師)との連携のため連絡窓口を保健所に設置し、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応を行う。 【保健所】

レベル3 A (緊急時体制) (フェーズ4 B)

ア 感染の程度

国内で限定されたヒトからヒトへの感染の小さな集団発生(クラスター)が見られるが、ヒトからヒトへの感染は依然として限定的な段階

イ 対策

「函館市健康危機管理対策本部」(本部長：市長)を設置し、「**感染警戒宣言**」の発表を通じ、対策を強化する。

分野	内容	対策
計画と連携	1 体制強化	市長を本部長とした「函館市健康危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザ対策を強化する。 【保健所ほか】
	2 発生対応	市内で患者発生が確認された場合は、その旨を直ちに国および北海道に通報する。 【保健所】
		国や北海道との連携を強化し、積極的疫学調査等必要な対策をすすめる。 【保健所】
		国に対し、必要に応じて疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。 【保健所】
3 情報収集	厚生労働省等から情報収集を行う。 【保健所】	
サーベイランス	1 サーベイランス	新型インフルエンザ(疑い症例を含む。)の発生動向について把握する。 【保健所】
	2 クラスターサーベイランス	感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを行う。 【保健所, 福祉部, 教育委員会】
	3 症候群サーベイランス	患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行う。 【保健所】
予防と封じ込め	1 検疫・出入国者対策	新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者および帰国者の対応について、検疫所や関係する機関・団体との連携を強化する。【保健所ほか】
	2 発生事例への対応	市内で患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、感染症法に基づく患者への措置(入院, 治療方針, 積極的疫学調査等)や患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定, 外出自粛要請, 健康管理の実施, 有症時の対応指導等)を行う。 【保健所】 国や北海道からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、他都市での新型インフルエンザ患者の発生に伴い、感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は直ちに適切に対応する。 【保健所】

分野	内容	対策
予防と封じ込め	3 市民の社会活動の自粛要請	<p>市内で患者発生が確認された場合は、国および北海道の勧告を受け、市民、関係者に対して、次の点について要請・周知する。【保健所、総務部、市民部、福祉部、商工観光部、教育委員会等】</p> <p>市内の発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛すること。</p> <p>患者と接触した者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。</p> <p>市内の発生地域における事業所、社会福祉施設等において、マスクの着用、うがい、手洗い等を勧奨すること。</p> <p>また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止や受診を要請すること。</p> <p>市内の発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい、手洗い等を勧奨すること。また状況によっては外出自粛をすること。</p>
	4 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）	<p>道内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について北海道と協力し把握する。【保健所】</p> <p>国の指示を受け、各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について要請する。【保健所】</p> <p>国の要請を受け、各医療機関等に対し、医療および社会機能維持の観点から患者を診察した医療機関の医療従事者、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与について周知する。【保健所】</p>
	5 ワクチン	<p>新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対し通常のインフルエンザワクチンのより一層の接種勧奨を行う。【保健所】</p> <p>《新型インフルエンザワクチンの接種体制》</p> <p>医療従事者及び社会機能維持者等を対象に行うプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応する。【保健所】</p> <p>パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は次のとおり。【保健所】</p> <p>(1)医療従事者 (2)社会機能維持者 (3)医学的ハイリスク者</p> <p>パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者および社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討する。【保健所】</p>

分野	内容	対策
医療	1 医療機関の整備	北海道が感染症指定医療機関に対して要請する新型インフルエンザ患者の受け入れに協力する。【保健所】
		危機管理レベル4を想定し、患者収容が可能な大型公共施設の活用や受け入れ人員、搬送方法等について検討する。【保健所ほか】
	2 疑い患者及び接触者	新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、感染症指定医療機関において診療・治療を行うこととし、一般医療機関に対しては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は感染症指定医療機関に移送するよう各医療機関に周知する。【保健所】
		新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法で入院勧告を行い、確定診断を行う。症例の検体は道立衛生研究所へ送付する。【保健所】
3 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用	新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、国の指示のもと、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外については、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう各医療機関に対して周知する。(ただし、幼児および免疫機能低下者を除く)【保健所】	
	新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者については、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を指導し、症状出現時には直ちに隔離を行う。【保健所】	
情報提供・共有	1 情報提供	道内で新型インフルエンザが発生した場合は、市長が対策を強化するため「感染警戒宣言」を表明する。【保健所，総務部】
		ホームページの内容等について随時更新し、国内外の発生状況、感染予防策等について市民および宿泊施設や観光関係施設等へ積極的に情報提供するとともに海外渡航者への注意喚起を行う。【保健所・商工観光部】
		メディア等に対し、適宜、広報担当者から市内の発生、対応状況、予防策等について情報提供を行う。【保健所】
	2 相談窓口の充実	市民からの問い合わせに対応できる窓口を保健所に設置し、適切な情報提供を行う。【保健所】
	3 医療機関との連絡窓口の開設	医療機関（医師）との連携のため連絡窓口を保健所に設置し、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応を行う。【保健所】

レベル3 B (緊急時体制) (フェーズ5 A・5 B)

ア 感染の程度

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生(クラスター)が見られ、パンデミック発生のリスクが高まる段階

イ 対策

レベル3 Aの対策を強化推進し、対策本部が必要と判断した場合、レベル4 (非常事態)の対策を講じられるようにする。市長が「流行警戒宣言」を発表する。

分野	内容	対策
計画と連携	1 体制強化	「函館市健康危機管理対策本部」において、パンデミックに備えた対策を協議する。 【保健所ほか】
	2 発生対応	市内で患者発生が確認された場合は、その旨を直ちに国および北海道に通報する。 【保健所】
		国や北海道との連携を強化し、積極的疫学調査等必要な対策をすすめる。 【保健所】
3 情報収集	厚生労働省等から情報収集を行う。 【保健所】	
サーベイランス	1 サーベイランス	新型インフルエンザ(疑い症例を含む。)の発生動向について把握する。 【保健所】
	2 クラスターサーベイランス	感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するために、市内のクラスターサーベイランスを行う。 【保健所, 福祉部, 教育委員会】
	3 症候群サーベイランス	患者の現状をリアルタイムに把握するため、市内の症候群サーベイランスを行う。国の指示により通常のインフルエンザサーベイランス(定点)を中止する。 【保健所】
予防と封じ込め	1 検疫・出入国者対策	新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者および帰国者の対応について、検疫所や関係する機関・団体との連携を強化する。【保健所ほか】
	2 発生事例への対応	市内で患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、感染症法に基づく患者への措置(入院, 治療方針, 積極的疫学調査等)や患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定, 外出自粛要請, 健康管理の実施, 有症時の対応指導等)を行う。 【保健所】
		国や北海道からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、他都市での新型インフルエンザ患者の発生に伴い、感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は直ちに適切に対応する。 【保健所】
	病院・高齢者施設等(基礎疾患を有する者が集まる施設), 行刑施設 ^{*16} ・基地(多数の者が居住)等における感染予防対策を強化する。 【保健所】	

分野	内容	対策
予防と封じ込め	3 市民の社会活動の自粛要請	<p>市内で患者発生が確認された場合は、国および北海道の勧告を受け、市民、関係者に対して、次の点について要請・周知する。【保健所、総務部、市民部、福祉部、商工観光部、教育委員会等】</p> <p>市内の発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛すること。</p> <p>患者と接触した者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。</p> <p>市内の発生地域における事業所、社会福祉施設等において、マスクの着用、うがい、手洗い等を勧奨すること。</p> <p>また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止や受診を要請すること。</p> <p>市内の発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい、手洗い等を勧奨すること。また状況によっては外出自粛をすること。</p>
	4 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）	<p>道内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について北海道と協力し把握する。【保健所】</p> <p>国の要請を受け、各医療機関等に対し、医療および社会機能維持の観点から患者を診察した医療機関の医療従事者、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を指示する。【保健所】</p> <p>医療機関に対し、患者の家族等の接触者については、経過観察期間を定め、外出の差し控えおよび健康管理の指導を行い、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行うよう指示する。【保健所】</p>
	5 ワクチン	<p>新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対し通常のインフルエンザワクチンのより一層の接種勧奨を行う。【保健所】</p> <p>《新型インフルエンザワクチンの接種体制》</p> <p>医療従事者及び社会機能維持者等を対象に行うプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応する。【保健所】</p> <p>パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は次のとおり。【保健所】</p> <p>(1)医療従事者 (2)社会機能維持者 (3)医学的ハイリスク者</p>

分野	内容	対策
予防と封じ込め	5 ワクチン	パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者および社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討する。 【保健所】
医療	1 疑い患者及び接触者	新型インフルエンザが疑われる患者は、原則として、感染症指定医療機関において診療・治療を行うこととし、一般医療機関に対しては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は感染症指定医療機関に移送するよう各医療機関に周知する。 【保健所】
		新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。症例の検体は道立衛生研究所へ送付する。 【保健所】
		新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者については、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を指導し、症状出現時には直ちに隔離を行う。 【保健所】
	2 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用	新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、国の指示のもと、治療薬確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう各医療機関に対して周知する。(ただし、幼児および免疫機能低下者を除く) 【保健所】
3 遺体について	パンデミック期に備え、医療機関内外で一時的遺体安置所として使用する場所の確保に努める。 【保健所】	
	火葬場の稼働を確保する。 【福祉部】	
情報提供・共有	1 情報提供	市内で新型インフルエンザが発生した場合は市長が対策を強化するため「流行警戒宣言」を表明する。 【保健所，総務部】
		ホームページの内容等について随時更新し、国内外の発生状況、感染予防策等について市民および宿泊施設や観光関係施設等へ積極的に情報提供するとともに海外渡航者への注意喚起を行う。 【保健所，商工観光部】
		メディア等に対し、適宜、広報担当者から市内の発生、対応状況、予防策等について情報提供を行う。 【保健所】
	2 相談窓口の充実	市民からの問い合わせに対応できる窓口を保健所に設置し、適切な情報提供を行う。 【保健所】
3 医療機関との連絡窓口の充実	医療機関（医師）との連携のため連絡窓口を保健所に設置し、新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応を行う。 【保健所】	

レベル 4 (非常事態) (フェーズ6 A・6 B)

ア 感染の程度

パンデミックが発生し、一般社会で新型インフルエンザ感染が急速に拡大している。ヒトの間で大流行。小康状態の後、第2波あり。

イ 対策

市民生活の混乱や社会・経済機能の破綻に対応するため、「函館市健康危機管理対策本部」の体制を強化する。

市長が「感染症非常事態宣言」を発表する。

分野	内容	対策
計画と連携	1 体制の拡大強化	市民生活の混乱や社会・経済機能の破綻に対応するため、「函館市健康危機管理対策本部」の体制を強化する。 【保健所ほか】
	2 行動計画の修正	行動計画に基づき、対策の評価を行い、必要に応じて行動計画の修正を行う。 【保健所】
	3 指定感染症の対策の緩和	国の指示を受け、入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。 【保健所】
	4《小康状態》	体制を再整備する。 パンデミック時の対策における評価を行い、計画の見直しを行う。 【保健所】
	5《第2波》	第1波を踏まえ、行動計画に基づき、迅速な対応を行う。 【保健所】
サーベイランス	1 サーベイランス	新型インフルエンザ(疑い症例を含む。)の発生動向について把握する。 【保健所】
	2 クラスタサーベイランス	国の指示を受け、クラスタサーベイランスおよび症候群サーベイランスを中止する。 【保健所, 福祉部, 教育委員会】
	3 症候群サーベイランス	
予防と封じ込め	1 検疫・出入国者対策	新型インフルエンザが疑われるインフルエンザ様症状を有する海外からの渡航者および帰国者の対応について、検疫所や関係する機関・団体との連携を強化する。【保健所ほか】
	2 発生事例への対策	市内で患者発生が確認された場合は、国や関係機関と連携の上、必要に応じて感染症法に基づく患者への措置(入院, 治療方針, 積極的疫学調査等)や患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定, 外出自粛要請, 健康管理の実施, 有症時の対応指導等)を行う。 【保健所】 国や北海道からの発生状況に関する緊急の情報提供に留意し、感染症法に基づく必要な対策の要請があった場合は、直ちに適切に対応する。 【保健所】

分野	内容	対策
予防と封じ込め	3 市民の社会活動の制限	<p>市内で患者発生が確認された場合は、国および北海道の勧告を受け、市民、関係者に対して、次の点について要請・周知する。【保健所、総務部、市民部、福祉部、商工観光部、教育委員会等】</p> <p>大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動を自粛すること。</p> <p>市内のすべての学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対し要請すること。</p> <p>市内の発生地域における事業所や社会福祉施設等においては、マスクの着用、うがい、手洗いを勧奨すること。</p> <p>また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止や受診をすること。</p> <p>市民に対してマスクの着用、うがい、手洗い及び外出自粛をすること。</p>
	4 在宅患者等の支援	<p>市、関係機関・団体が相互に協力しながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援を行う。</p> <p>【保健所、福祉部、消防本部、商工観光部、教育委員会】</p> <p>(1)在宅者の見回り (2)往診・訪問看護 (3)食事の提供 (4)医療機関への移送 (5)自宅死亡者への対応 (6)必要に応じて児童、高齢者、障がい者等への対応等</p>
	5 抗インフルエンザウイルス薬	<p>国の指示を受け、患者と接触があった医療従事者、社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止について関係機関に周知する。【保健所】</p> <p>市内における抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、必要量を供給するよう北海道と調整する。【保健所】</p>
	6 ワクチン	<p>新型インフルエンザとの鑑別を図るため、市民に対し通常のインフルエンザワクチンのより一層の接種勧奨を行う。【保健所】</p> <p>《新型インフルエンザワクチンの接種体制》</p> <p>医療従事者および社会機能維持者等を対象に行うプロトタイプワクチン、パンデミックワクチン接種については、国の指示を受け適切に対応する。【保健所】</p> <p>パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。供給量に一定の限界がある場合の優先接種者は次のとおり。【保健所】</p> <p>(1)医療従事者 (2)社会機能維持者 (3)医学的ハイリスク者</p>

分野	内容	対策	
予防と封じ込め	6 ワクチン 1 患者の治療	<p>パンデミックワクチンの製造量に限界がある場合は、医療従事者および社会機能維持者等を対象に、本人の同意の上で、プロトタイプワクチンの接種を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>	
医療		<p>国の指示を受け、患者の治療は次のように行うこととし、関係機関に周知する。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p> <p>新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこと。</p> <p>対応が困難な場合は、レベル 3 A で検討しておいた大型公共施設を臨時医療施設として活用すること。</p> <p>新型インフルエンザ疑い患者と診断された者に対して、発症 4 8 時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこと。</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬投与の優先順位は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 新型インフルエンザ入院患者の治療 (2) 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療 (3) 罹患している医学的にハイリスク群の治療 (4) 児童及び高齢者 (5) 一般の外来患者</p>	
	2 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用	<p>国の指示を受け、新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して周知する。(ただし、幼児および免疫機能低下者等を除く)</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>	
	3 入院治療		<p>国の指示を受け、患者の隔離を行わないこととし、原則、市内全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>
			<p>入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供手段を確保する。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>
		<p>危機管理レベル 1 において北海道が指定した医療機関に対し、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>	
		<p>危機管理レベル 3 A で検討した、患者収容を行う大型施設や医療体制等の確認を行う。</p> <p style="text-align: right;">【保健所ほか】</p>	
		<p>入院患者数、病床利用の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者に対する対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">【保健所】</p>	

分野	内容	対策
医療	3 入院治療	死亡者が増加した場合，火葬場の処理能力増加を要請し，一時的遺体安置所の活用を検討を行う。【市民部，福祉部】
	4《小康状態》	医療の正常化へ向けた対応を進める。【保健所】 介助者がいない児童，高齢者，障がい者等を早急に把握し，必要に応じて可能な支援を行う。 【保健所，福祉部，教育委員会】
情報提供・共有	1 情報提供	厚生労働大臣の国内非常事態（新型インフルエンザパンデミック）宣言を受け，市長が「感染症非常事態宣言」を行う。【保健所，総務部】
		ホームページの内容等について随時更新し，国内外の発生状況，感染予防策等について市民および宿泊施設や観光関係施設等へ積極的に情報提供するとともに海外渡航者への注意喚起を行う。【保健所，商工観光部】
		メディア等に対し，適宜，広報担当者から市内の発生・対応状況について情報提供を行う。【保健所】
	2 相談窓口の充実	市民からの問い合わせに対応できる窓口を保健所に設置し，適切な情報提供を行う。【保健所】
	3 医療機関との連絡窓口の充実	医療機関（医師）との連携のため連絡窓口を保健所に設置し，新型インフルエンザが疑われる患者受診時等の対応を行う。【保健所】

後パンデミック期

パンデミックが，発生する前の状態へ，急速に回復する時期

分野	内容	対策
計画と連携	1 行動計画の見直し	パンデミック期の対応に関する評価，計画の見直しを行う。【保健所】
サーベイランス	1 評価と検討	これまで実施してきた発生動向調査，サーベイランス等についての評価ならびに今後の課題を検討する。【保健所】
予防と封じ込め	1 全市的対策	まん延防止対策を終了する。【保健所ほか】
	2 在宅患者等の支援	在宅患者等への支援を終了する。 【保健所，福祉部，消防本部，商工観光部，教育委員会】
医療	1 単身高齢者等への支援	介助者がいない児童，高齢者，障がい者等を早急に把握し，必要に応じて可能な支援を行う。 【保健所，福祉部，教育委員会】
情報提供・共有	1 情報提供	国の新型インフルエンザ流行終結宣言までは，メディア等に対し，適宜，広報担当者から市内の発生・対応状況について情報提供を行う。【保健所，総務部】

(2) 市民・医療機関に対する感染拡大防止対策

国内で新型インフルエンザが発生した場合、既存のヒトインフルエンザウイルスなどと新型インフルエンザウイルスの鑑別ができないため、医療機関では、新型インフルエンザに罹患している患者が混在する可能性があります。また、新型インフルエンザの流行が起こると、医療機関に患者が殺到することにより感染の拡大が懸念されます。

これらのことから、新型インフルエンザ発生に伴い、感染拡大を防止することが極めて重要となるため、市民、医療機関等に対し、感染拡大防止対策を徹底するよう周知するとともに、その対策について啓発していきます。

さらに、必要な感染者情報について、医療機関に対し保健所との連絡体制をとるよう要請します。

1) 市民への対応について

新型インフルエンザに伴う健康被害を最小限にとどめることを目的に、市民に感染予防と感染拡大防止の徹底を図ります。

ア 国内非発生時の対応

一般的なインフルエンザへの感染防止対策を実施する。

(ア) 通常のヒトインフルエンザ様症状が見られる場合の対応

- a 早めに医療機関を受診し、診断と適切な治療を受ける。特に、高齢者、乳幼児等は注意を要する。
- b 感染拡大の防止に留意する。
 - (a) 他者への感染拡大防止のため、外出を避ける等心がける。特に、高齢者、乳幼児等との接触は控える。
 - (b) 患者は、マスク等を着用し、咳などの飛沫の飛散を防止する。
 - (c) 家族等の接触は最小限にする。

(イ) 通常の感染防止対策

- a 衛生管理を徹底し、こまめに手洗い、うがいを実施する。
- b 室内の換気を行う。
- c 食事、運動、休養等規則正しい生活を心がけ、体調を整える。
- d 人込みを避けるとともに、マスク等を着用し、感染を防ぐ。
- e インフルエンザワクチンの接種を受ける。

イ 国内発生時の対応

新型インフルエンザの感染防止および感染拡大防止のための対策を実施する。

(ア) 新型インフルエンザの罹患が疑われる場合の対応

a 医療機関の受診について

- (a) 国内で新型インフルエンザが確認された段階で、新型インフルエンザが疑われる場合には、保健所に相談し適切に医療機関を受診する。
- (b) 受診時の感染拡大を防止する。

受診の際は、マスク（サージカルマスク¹⁷）等を着用し、他者への飛沫の飛散を防ぐ。また、一般患者へ咳などの飛沫が飛散しない場所で診察を待つ必要がある。
- (c) 次のような症状がある場合は、受診する。
 - ・咳が続くとき。
 - ・胸痛が強いとき。

- ・改善しない発熱があるとき。
 - ・全身倦怠感が強いとき。
 - ・脱水が激しく、水分の摂取が無理であるとき。
 - ・その他全身状態の悪化があるとき。
- b 自宅静養での注意点について
- (a) 患者の体調の変化に留意し、必要なときは、医療機関を受診する。
- (b) 感染拡大を防止する。
- ・患者、家族との接触は最小限にし、マスクを着用する。
 - ・患者、家族共に、こまめに手洗い、うがいを実施する。
 - ・患者の手の触れる場所は、インフルエンザウイルスが付着しやすいため、ウイルスに有効性が証明されている消毒薬（アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム等）で消毒する。
 - ・患者から出るゴミ等からウイルスが飛散しないよう、適切に処理する。
 - ・不要不急の外出を控える。
- (c) 患者と接触のあった家族の体調を確認する。
- 家族等の接触者に症状がない場合も、7日間程度潜伏期間があることを考慮し、経過を観察する。症状等が見られる場合は、保健所へ連絡後、医療機関を受診する。

2) 患者に対する医療機関の対応

新型インフルエンザが疑われた場合、各医療機関から、保健所へ連絡があり、その後、患者から採取した検体を道立衛生研究所へ提出し、診断を確定させます。

発生初期においては、感染症指定医療機関での入院措置となりますが、感染拡大に伴い感染症指定医療機関の病床だけでは不足となる場合には、道や公的医療機関等と協議の上、医療体制を整備し、空き病床の活用等を行います。

これに伴い、流行の初期や重症患者が医療機関を受診した場合には、その患者を感染源とする院内感染が起こることが考えられるため、その防止対策が必要となります。

ア 外来

- (ア) 患者来院時点での問診を強化する。
- (イ) 有症状（発熱や咳等）を伴う患者への対応
- a 飛沫飛散を防止する。
 - 他の患者に飛沫が飛ばない程度の位置で待つ（2メートル以上）ことや、待合室や診療室を区分すること、マスク等で飛沫の飛散を防ぐなどを実施する。
 - b 手洗いや速乾性アルコール製剤による手指消毒を実施する。
 - c 新型インフルエンザが疑われる患者へは、サージカルマスクの着用を促す。
- (ウ) 外来医療スタッフへの対応
- a サージカルマスクの着用と手洗いを徹底する。
 - b 患者の検査を実施する際は、¹⁸N95マスク及び手袋を着用し、飛沫の飛散に応じて、ガウンやゴーグルを使用する。

イ 入院

(ア) 患者病室への対応

- a 原則として個室管理とする。症例数により、同一病室とすることも考慮する。できる限り、陰圧個室を準備する。
- b 病室は、独立した空調が望ましい。空調が独立していない場合は、その病室に関しては、空調施設を利用せず、窓を開ける等の換気を実施することとなるが、換気の際は居住区域に直接面していないことを確認する。
- c 防護具の着脱を行う前室があることが望ましいが、確保できない場合は、廊下の一部をついたて等で仕切り、ゾーン化して対応する。

(イ) 患者との接触

- a 入院中の新型インフルエンザ患者が、検査のためやむを得ず屋外に出る必要がある場合には、サージカルマスクを着用させる。
- b 患者との面会は原則禁止とし、やむを得ない場合は、患者にサージカルマスクの着用、面会者にもN95マスク、手袋等の个人防护用具を装着させる。
- c 医療スタッフは、新型インフルエンザ患者専任に確保することが望ましい。
- d 患者に接する際、空気、飛沫、接触感染に対する予防措置を行う。
 - ・ N95マスク又はそれ以上の性能のマスク、手袋、ゴーグル、ガウン、靴カバー等を着用する。
 - ・ 処置や検査を実施する際は、特に注意を要する。
 - ・ 患者へ接触する前後、医療行為を行った後及び手袋をはずした後においては、手洗い、手指消毒等を行う。
- e 患者の検査、治療には、可能な限り使い捨て医療器具を用い、適切に廃棄する。
- f 消毒は、ウイルスに有効性が証明されている消毒薬（アルコール製剤又は次亜塩素酸ナトリウム等）を使用する。
- g 患者と接触のあった者については、新型インフルエンザに関連する症状の有無を確認する。

症状がない場合も、潜伏期間である7日間は十分注意を払い、経過観察し、異常のあった場合は、直ちに保健所へ連絡し、医療機関を受診するよう指導する。

(3) 検疫・出入国者対策と宿泊施設、観光関係施設への対策

新型インフルエンザウイルスは、海外から我が国に侵入するものと考えられます。また、函館市以外の国内で発生した場合であっても、人の移動により、容易に市内にウイルスが持ち込まれる危険性があります。

函館市は、国内外から多数の観光客を迎えていることから、国外からのウイルス侵入に備え、検疫所との連携強化を図り、水際においてできる限りの侵入防止対策を講ずるほか、ホテル、旅館、飲食店および観光関係施設へ必要な措置を指導し、感染拡大防止を徹底します。

1) 検疫・出入国者対策

ア 検疫所においては、『検疫ガイドライン』（H18.6.5付け新型インフルエンザ専門家会議）に基づき、検疫業務を強化する。

(ア) インフルエンザの患者発生国からの入国者について、検疫前の通報・質問・医師の診察を行う。

(イ) 要観察例やその同行者及び急性呼吸器症状を呈している者に対し、検査、健康監視、健康管理カードを用いた健康管理指導を行う。

イ 新型インフルエンザと確定診断された場合は、函館市長が感染症法に基づく入院勧告を行い、患者が乗っていた航空機等の乗客に対して保健所が疫学調査を実施する。

ウ 検疫所と保健所、港湾管理者、税関、入国管理局等関係機関等は新型インフルエンザに関する情報の共有、連携強化を図り、対応にあたる。

2) 旅館・ホテル・飲食店及び観光関係施設への対策

ア 情報の提供

営業者及び従事者へ新型インフルエンザ発生状況の情報提供を行う。

イ 発生国旅行者等の把握

旅館、ホテル等にあつては、宿泊者名簿への記載事項の正確な記載を指導する。

ウ 施設従事者の健康管理

(ア) 新型インフルエンザと鑑別が困難である通常のインフルエンザの予防接種について勧奨する。

(イ) 症状のある施設従事者の勤務自粛を要請する。

(ウ) 症状のある施設従事者およびその家族に対し、保健所への速やかな連絡を要請する。

エ 施設利用の制限の協力要請など

(ア) インフルエンザ症状のある者への施設利用の自粛要請を行う。

(イ) 市長が「流行警戒宣言」(レベル3B)を公表した場合には、集会、宴会等の受け入れについて自粛を要請する。

(ウ) 市長が「感染症非常事態宣言」(レベル4)を公表した場合には、集会、宴会等の受け入れ禁止を勧告する。

オ 施設における患者(インフルエンザ様症状を呈する者)発生時の措置

(ア) 患者にマスクを着用させた上、個室での隔離。

(イ) 患者の同意を得た上で、保健所への連絡。

(ウ) 接触する従事者の制限及び感染予防措置。

(エ) 保健所の指示による医療機関への移送。

(オ) 状況に応じ、集会、宴会等の自粛の要請。

(4) 市民への情報提供

函館市は、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民等に新型インフルエンザに関する正しい情報を提供するとともに、予防に関する知識についても啓発します。これらの場合において、収集した情報の管理及び公表については、個人情報保護に細心の注意を払い、患者等が差別や不利益を受けることのないようにします。なお、市内を含む国内で患者が発生した場合の情報提供の内容は、次のとおりとします。

1) 新型インフルエンザ患者について

- ア 届出日（確認年月日）
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 国籍
- オ 発生場所
- カ 行動歴（渡航歴がある場合は、渡航地域）、病状（軽快、安定、悪化等）および接触者の状況等（通報後も必要に応じ病状の経過について公表する。）

2) 感染拡大防止に関する事項

手洗い等の励行、感染拡大防止の方法、大規模集会等の自粛など。

3) その他必要な事項

なお、これらにより収集した情報の管理、公表については、個人情報の保護に細心の注意を払い、患者等が差別や不利益を受けることのないよう注意する。